

エコセメント化施設の水質等調査結果について (平成29年度第1四半期)

今回公表する調査結果は、循環組合が日の出町・日の出町第22自治会と締結した公害防止協定に基づき実施している下水道への放流水の水質、排出ガスに関するもので、平成29年度第1四半期の結果である。

1 水質調査結果の概要

水質調査は、公害防止協定に基づき、重金属回収設備から排出される下水道への放流水について実施した。調査項目は、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）、人の健康の保護に関する項目（健康項目）などである。

(1) 下水道放流水 [根拠：公害防止協定・細目協定書第1条第10項第2号] (⇒1頁)

下水道放流水の水質は、公害防止協定の基準に適合していた。今後とも、適切な排水処理を行い、放流水質の安定化に努めていく。調査結果の概要は次のとおりである。

ア 生活環境項目、一般項目

- ・ いずれの項目とも特段の変化は見られず、公害防止協定の基準を満たしている。

イ 健康項目

- ・ 水銀 (ND~0.0006mg/L)、セレン (0.02mg/L)、ほう素 (0.3mg/L) が検出されたが、公害防止協定の基準値 (水銀: 0.005mg/L、セレン: 0.1mg/L、ほう素: 10mg/L) を満たしている。
- ・ その他の基準のある項目は、いずれも定量下限値未満である。

2 排出ガス調査結果の概要

焼成炉及び乾燥機等の排出ガス調査は、公害防止協定に基づき、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、ばいじん、水銀の5項目を2か月に1回（偶数月）調査し、ダイオキシン類については、3ヶ月に1回（5月）調査している。

(1) 焼成炉排ガス [根拠：公害防止協定・細目協定書第1条第13項第3号] (⇒2頁)

焼成炉排ガスは、自己規制値を満たしている。調査結果の概要は、次のとおりである。

- ・ 窒素酸化物（16～21ppm）及びダイオキシン類(0.00000030ng-TEQ/m³_N)が検出されたが、法規制基準値よりさらに厳しい基準として定めた自己規制値（窒素酸化物：50ppm、ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m³_N）を満たしている。
- ・ その他の項目は、いずれも定量下限値未満である。

(2) 乾燥機等排ガス [根拠：公害防止協定・細目協定書第1条第13項第3号] (⇒2頁)

乾燥機等排ガスは、自己規制値を満たしている。調査結果の概要は、次のとおりである。

- ・ 窒素酸化物（18～21ppm）及びダイオキシン類(0.00000060ng-TEQ/m³_N)が検出されたが、法規制基準値よりさらに厳しい基準として定めた自己規制値（窒素酸化物：50ppm、ダイオキシン類：0.05ng-TEQ/m³_N）を満たしている。
- ・ その他の項目は、いずれも定量下限値未満である。

3 調査結果のまとめ

今期に実施した調査結果は、全ての項目について、公害防止協定の基準に適合していた。今後も施設の管理に万全を期し、周辺環境に影響を与えないよう努めていく。

4 その他

各種調査の調査地点は、調査地点図（3頁）に示した。

東京たま広域資源循環組合
東京都西多摩郡日の出町大久野7642
TEL 042-597-6151

平成29年度 ニツ塚処分場公害防止協定調査結果(エコセメント化施設 下水道放流水)

区分	項目	単位	基準値※	4/7	5/17	6/2							29年度平均	28年度平均	下限値
生活環境の保全に関する項目	水素イオン濃度(pH)	—	5.7~8.7	7.1	7.0	7.1							7.1	7.0	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	300	3.4	3.3	3.8							3.5	5.0	0.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L		3.4	4.2	3.7							3.8	3.8	0.5
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L		11	11	14							12	16	0.5
	浮遊物質(SS)	mg/L	300	4	4	ND							3	2	1
	大腸菌群数	MPN/100mL		9.2	330	0							110	38	—
一般項目	温度	度	40	35.4	33.5	33.7							34.2	32.6	—
	透視度	度		>30	>30	>30							>30	>30	—
	色度	度		5	4	5							5	5	1
	臭気	—		無臭	無臭	無臭							—	—	—
	蒸発残留物	mg/L		160,000	120,000	160,000							150,000	140,000	10
	全窒素	mg/L	120	23.0	16.6	20.8							20.1	24.3	0.01
	オルトリン酸	mg/L		3.09	1.94	3.96							3.00	2.04	0.05
	全りん	mg/L	16	1.07	0.69	1.41							1.06	0.74	0.05
	亜鉛	mg/L	2	ND	ND	ND							ND	ND	0.03
	銅	mg/L	3	ND	ND	ND							ND	ND	0.01
	溶解性鉄	mg/L	10	ND	ND	ND							ND	ND	0.2
	溶解性マンガン	mg/L	10	ND	ND	ND							ND	ND	0.1
	フェノール類	mg/L	5	ND	ND	ND							ND	ND	0.01
	全クロム	mg/L	2	ND	ND	ND							ND	ND	0.02
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	mg/L	5	ND	ND	ND							ND	ND	0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	mg/L	30	ND	ND	ND							ND	ND	0.5
	よう素消費量	mg/L	220	13	3	ND							5	3	1
	塩化物イオン	mg/L		63,300	44,200	57,200							54,900	57,000	0.1
	電気伝導率	μ S/cm		152,000	116,000	148,000							139,000	145,000	1
	人の健康の保護に関する項目	カドミウム	mg/L	0.03	ND	ND	ND							ND	ND
全シアン		mg/L	1	ND	ND	ND							ND	ND	0.02
有機りん		mg/L	1	ND	ND	ND							ND	ND	0.01
鉛		mg/L	0.1	ND	ND	ND							ND	ND	0.01
六価クロム		mg/L	0.5	ND	ND	ND							ND	ND	0.02
ヒ素		mg/L	0.1	ND	ND	ND							ND	ND	0.01
総水銀		mg/L	0.005	ND	ND	0.0006							ND	ND	0.0005
アルキル水銀		mg/L	検出されないこと	ND	ND	ND							ND	ND	0.0005
ボリ塩化ビフェニル		mg/L	0.003	ND	ND	ND							ND	ND	0.0005
ジクロロメタン		mg/L	0.2	—	ND	—							ND	ND	0.02
四塩化炭素		mg/L	0.02	—	ND	—							ND	ND	0.002
1,2-ジクロロエタン		mg/L	0.04	—	ND	—							ND	ND	0.004
1,1-ジクロロエチレン		mg/L	1	—	ND	—							ND	ND	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/L	0.4	—	ND	—							ND	ND	0.04
1,1,1-トリクロロエタン		mg/L	3	—	ND	—							ND	ND	0.001
1,1,2-トリクロロエタン		mg/L	0.06	—	ND	—							ND	ND	0.006
トリクロロエチレン		mg/L	0.1	—	ND	—							ND	ND	0.003
テトラクロロエチレン		mg/L	0.1	—	ND	—							ND	ND	0.001
1,3-ジクロロプロペン		mg/L	0.02	—	ND	—							ND	ND	0.002
チウラム		mg/L	0.06	—	ND	—							ND	ND	0.006
シマジン		mg/L	0.03	—	ND	—							ND	ND	0.003
チオベンカルブ		mg/L	0.2	—	ND	—							ND	ND	0.02
ベンゼン		mg/L	0.1	—	ND	—							ND	ND	0.01
セレン		mg/L	0.1	—	0.02	—							0.02	0.02	0.01
硝酸性窒素		mg/L		—	0.06	—							0.06	0.17	0.05
亜硝酸性窒素		mg/L		—	0.16	—							0.16	0.12	0.02
ふっ素		mg/L	8	—	ND	—							ND	ND	0.08
ほう素		mg/L	10	—	0.3	—							0.3	0.2	0.1
1,4-ジオキサン		mg/L	0.5	—	ND	—							ND	ND	0.05
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル		mg/L		—	ND	—							ND	ND	0.0005

※適用基準 「下水道法施行令(昭和34年政令第147号)」第9の4第1号から第32号まで掲げる物質」及び「日の出町下水道条例(平成2年条例第12号)」第13条及び第13条の2に掲げる物質を適用

NDを0として平均値を計算し、その計算結果が定量下限値を下回った場合は平均値をNDとしている。

平成29年度 ニツ塚処分場公害防止協定調査結果(エコセメント化施設 焼成炉排ガス)

項目	単位	自己規制値	法規制基準	4/7	5/17	6/2						29年度平均	28年度平均	下限値
窒素酸化物	ppm	50	250	21	—	16						19	17	3
硫黄酸化物	ppm	10	2158(1209)	ND	—	ND						ND	ND	1
塩化水素	ppm	10	430	ND	—	ND						ND	ND	2
ばいじん	g/m ³ _N	0.01	0.04	ND	—	ND						ND	ND	0.0009
水銀	mg/m ³ _N	0.05	—	ND	—	ND						ND	0.006	0.005
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.05	0.1	—	0.00000030	—						0.00000030	0.00023	—

※自己規制値、法規制基準及び測定結果は、酸素濃度12%に換算した値である。ただし、硫黄酸化物の法規制基準は、自己規制値との比較のために排ガス中の酸素濃度が設計値と同じだと仮定して酸素濃度12%に換算した値であり、()内の酸素換算をしない法規制基準から算出した。

定量下限値は、酸素濃度換算を行っていない値である。

測定結果のうち、NDとは酸素濃度換算を行う前の値が定量下限未満であるものをいう。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年12月27日総理府令第67号)」に基づき、定量下限以上の数値はそのままの値を用い、定量下限未満の数値を「0」として算出した。

毒性等価係数(TEF)は、WHO-TEF(2006)を用いた。

NDを0として平均値を計算し、その計算結果が定量下限値、または定量下限値の最小値を下回った場合は平均値をNDとしている。

平成29年度 ニツ塚処分場公害防止協定調査結果(エコセメント化施設 乾燥機等排ガス)

項目	単位	自己規制値	法規制基準	4/7	5/17	6/2						29年度平均	28年度平均	下限値
窒素酸化物	ppm	50	414	21	—	18						20	16	3
硫黄酸化物	ppm	10	9635(4229)	ND	—	ND						ND	ND	1
塩化水素	ppm	10	—	ND	—	ND						ND	ND	2
ばいじん	g/m ³ _N	0.01	0.35(0.20)	ND	—	ND						ND	0.0011	0.0009
水銀	mg/m ³ _N	0.05	—	ND	—	ND						ND	ND	0.005
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	0.05	—	—	0.00000060	—						0.00000060	0.000028	—

※自己規制値、法規制基準及び測定結果は、酸素濃度12%に換算した値である。ただし、硫黄酸化物とばいじんの法規制基準は、自己規制値との比較のために排ガス中の酸素濃度が設計値と同じだと仮定して酸素濃度12%に換算した値であり、()内の酸素換算をしない法規制基準から算出した。

定量下限値は、酸素濃度換算を行っていない値である。

測定結果のうち、NDとは酸素濃度換算を行う前の値が定量下限未満であるものをいう。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年12月27日総理府令第67号)」に基づき、定量下限以上の数値はそのままの値を用い、定量下限未満の数値を「0」として算出した。

毒性等価係数(TEF)は、WHO-TEF(2006)を用いた。

NDを0として平均値を計算し、その計算結果が定量下限値、または定量下限値の最小値を下回った場合は平均値をNDとしている。